

## 令和6年度スポーツ少年団登録について

### ○ 団員が欠けている場合

登録要件：団員は10名以上の登録が必要

団員が10名未満	→	団員募集に努めること	→	登録可能
団員が10名未満	→	他団体と統合（両団合意）	→	登録可能

### ○ 指導者が欠けている場合

登録要件：指導者は2名以上の登録が必要

- ・ JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有していること
- ・ 単位団を登録するにあたり、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が2名必須

指導者が1名の場合	→	該当団から1名以上、スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講すること。	→	登録可能
	→	他団体と統合（両団合意）	→	
指導者が0名の場合	→	該当団から2名以上、スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講すること。	→	登録可能
	→	他団体と統合（両団合意）	→	

### ※旧スポーツ少年団認定員の資格移行手続きが遅れている場合

資格移行手続きが遅れている場合	→	該当者は、5月31日(金)までに、日本スポーツ協会へ資格移行申請を上げ、手続きを進めること。該当者は申請後、市町村事務局へ報告すること。	→	申請確認後、登録可能 スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講予定者は取り下げることができる。
-----------------	---	--	---	---